

市立中学校生徒の自死事案（平成26年9月）に係る 追加調査の答申（第二次答申）について

平成26年9月に発生した市立中学校1年生男子生徒の自死事案については、「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの重大事態として、「仙台市いじめ問題専門委員会」*により、平成27年6月23日に調査結果等に関する答申（第一次答申）が教育長あて提出されました。

その後、教育委員会が本事案に関する学校名を含めた公表を行ったことから、平成27年10月22日に、あらためて追加調査に関する諮問を行いました。それを受けて、専門委員会は当該校の全校生徒アンケート等の調査を実施のうえ答申をまとめ、本日、教育長あてに提出しました。今後は教育委員会において、今回の答申を受けて、再発防止策に係る協議を経て、法に基づく市長への報告を決定し、提出する予定です。

1. 第二次答申について（答申本文の写しは別紙のとおり）

○本事案の特徴～答申より

本事案では、生徒間からからかいやあざけりがあり、それらの行為を受けた当該生徒は精神的苦痛と感じていたが、それらいじめを行った生徒はふざけ合いとして許されていると認識し、その認識のずれが学校の指導によって修正されなかったことに起因して重大事態が発生した。具体的には次の4点である。

- ①学級内では、特に男子生徒の間において、からかいやあざけりが日頃から行われていた。当該行為を受ける者を行う者は不定であり、ときに入れ替わることもあったが、当該生徒はそのような行為を受けることが多かった。行う者は、本専門委員会が第一次答申において「関係生徒」と称した生徒たちだけではない。
- ②からかいやあざけりを、ふざけ合いの一つとして許容する生徒もいる一方で、苦痛に感じていた生徒もおり、当該生徒は後者の一人だった。
- ③当該生徒は、上記いじめによる精神的苦痛を蓄積させていったが、一部の生徒を除き、その心情を理解している生徒及び教職員はいなかった。
- ④当該生徒の自死は、上記精神的苦痛が蓄積されていったこと及び学校が適切な対応を取ることができなかったことと関連性があると考えられる。

※仙台市いじめ問題専門委員会

「仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例」第7条に基づき設置している委員会で、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査などを行うもの。委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で、現在6名により構成している。（平成26年6月5日設置）